

第 10 章 雑則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

第161条 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。

- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。